

## 「ヒラメ銀行」大躍進！

福島県漁協青壮年部連絡協議会  
副会長 鹿頭 富男

### 1. 地域の概要

福島県は、太平洋に面した東北最南の県で、約150kmに及ぶ海岸線は、入江が少なく単調です。海域は黒潮と親潮が交叉し、遠浅で豊かな漁場に恵まれています。

外海に直接面し、静穏な海域に恵まれないため、養殖業はほとんど発達せず、沿岸漁業は漁船漁業が中心で、ヒラメ・カレイ類等、底魚対象のさし網、底びき網とシラス・コウナゴ・オキアミ・シラウオ等を対象とした船びき網漁業等が基幹漁業となっています。

平成8年の沿岸漁業経営体数は834経営体、漁獲金額は約112億円（沖合底びき網を含む）でした。

### 2. 活動グループの組織と運営

福島県漁青連は、15の漁協青壮年部、会員約400名で構成されており、各漁協青壮年部活動の他に次の事業を行っています。

- (1) 漁青連大会の開催
- (2) 漁青連大会決議事項の陳情活動
- (3) リーダー研修会（討論会）の開催
- (4) 県青年・女性漁業者交流大会の開催
- (5) 方部会ごとの研修会等

### 3. 研究・実践活動課題選定の動機

福島県では、我々青壮年部の声が引き金となって、平成5年からヒラメの資源管理を実施しました。

この中身は、県下の全漁業者が30cm未満のヒラメは「獲らない、売らない、食べない」すなわち、小型ヒラメは獲れても再放流すること、併せてヒラメ漁獲金額の5%をヒラメ稚魚の放流経費として拠出するものです。

この運動については、これまでも報告し、平成5年度の漁業白書にも「ヒラメ銀行」として紹介され、我々の運動の励みになりました。この私達の運動も始まってから5年間を経過したので、一応の区切りとして全体を総括し、その効果や反省点などを報告いたします。

### 4. 研究・実践活動状況及び効果

- (1) ヒラメ資源管理の取り組みと放流事業化へのアプローチ

平成3年2月に行われた漁青連リーダー研修会の討論会の席上で、それまでのヒラメの無駄な獲り方について議論されました。その中で「30cm未満のヒラメはいくら獲ってもお金にならない。今の獲り方を続けていたのでは、いくら放流しても無駄だ。小型ヒラメ販売禁止の取り決めを全組合の執行部に働きかけよう！」という気運が高まりました。これに端を発し、その年の夏、知事を囲む懇談会に出席した我々の代表が、知事に直接陳情し、「ヒラメ栽培漁業の事業化を検討する。」との回答を受け、事業化に向けての期待と資源管理実践への機運は更にいっそう高まりました。さらに、平成4年の漁青連大会では、具体的にヒラメ資源管理と栽培漁業の事業化について決議したのに続き、春から夏にかけての間に、漁協大会での決議、漁協組合長会での決議、県への陳情・協議、ヒラメ栽培漁業事業化推進委員会の設立と、連鎖反应的に事業の実施体制が整っていきました。

その結果、漁青連では、「平成5年1月1日から30cm未満のヒラメの漁獲、販売、持ち込みの禁止、及び稚魚放流費のために、ヒラメ水揚げ金額の5%を拠出する」事を他の機関に先立って、いち早く平成4年8月7日の総会で緊急動議として提案し、満場一致で可決しました。この取り決めは、その後、漁業士会、底びき連合会等のあらゆる機関、全ての漁協で決議され、大きな運動へと盛り上がりました。

また、この取り決めを徹底するために、各漁協毎に監視委員会を設置し、罰則規程を作って万全の体制を作っていました。そして、平成5年を「資源管理元年」と位置づけ、県、漁連、漁業者総ぐるみの資源管理運動をスタートさせました。

この運動は、県からの押しつけではなく、我々全員が賛同し、自らの取り決めにより行われたというところに大きな意義があったと思います。このことが、福島県での資源管理が徹底して行われた根底にあるのだと思います。

## (2) 放流事業の開始

資源管理元年から3年が経過した、平成8年3月に、我々が待ち望んでいたヒラメ栽培漁業振興施設が完成しました。放流が始まる夏までの間に我々漁協青壮年部は準備を着々と進めました。

まず、我々青壮年部員を中心に各組合で放流実践部隊を組織しました。そして、放流作業に係る研修を企画し、各浜の部員に酸素や分散器、放流の稚魚の扱いについての知識と技術を習得させました。それでも、事業の初年度は、いろいろと混乱もありましたが、事業2年目の昨年は一連の放流作業がスムーズにいくようになりました。

次に、放流場所の決定についてですが、放流場所決定に係る会議にも我々青壮年部員は積極的に参加しました。まず、県内に均等放流するため、県を5ブロックに分け、それぞれ20万尾ずつ放流することを取り決めました。更に、各ブロック内での細かい放流場所、放流尾数の割り振りが行われました。放流場所の決定に関しては、ヒラメ稚魚に最も適した場所が第1の条件になるわけですが、同時に放流から2ヶ月間放流点周辺が保護区として禁漁になるために、利害が交錯し、全員が納得できる場所を決めるのに委員会を組織するブロックもありました。このように、放流場所については、漁業者全体で協議し、最終的には12地先が決定しました。

このように、福島県でのヒラメ栽培漁業の事業化は、県が施設整備をし、漁業振興基金

が福島県栽培漁業協会に生産委託をして、県、漁連の指導の元に我々漁業者が実践していくかたちで、平成8年、9年と、10cm稚魚100万尾以上の放流を行ってきました。ヒラメ10cm稚魚100万尾という数ですが、これは重さで約10トンという量になります。また、福島県での沿岸漁業経営体数（平成8年50トン未満動力船経営体数）834経営体で100万尾を割ると、1経営体あたり1,200尾も放流していることとなり、いかに多い量かということがわかつています。

### (3) 資源管理と栽培漁業の成果

我々は、海を「ヒラメ銀行」、我々一人一人を「預金者」とみたと、つくり育てる漁業に取り組んできました。幸い、資源管理、放流の事業化に合わせるかのように平成6年、7年と、天然ヒラメの発生が多く、平成7年以降、ヒラメの水揚げが急激に増えました。

平成9年には約700トン、12億円のヒラメの水揚げがあり、量、金額とも史上最高を記録しました。沿岸魚種での水揚げ金額もヒラメが1位となりました。一方、ヒラメ放流事業に係る拠出金も年間6,000万円を超え、ヒラメ放流事業の受益者負担の目途がたちました。

平成9年の沿岸漁業1経営体あたりのヒラメ水揚げ金額を単純に計算すると、なんと、約144万円にもなります。これはまさに、「ヒラメ銀行の配当金」と言えるでしょう。この144万円もの配当金は、我々の今までの取り組み努力に対して、海の恵みがもたらしたものだと言えます。

資源が復活したことで、今までほとんど途絶えていた漁業の復活もみられました。福島県では、従来ヒラメは、漁獲量の95%以上は底びき網とさし網で漁獲されていましたが、一昨年前からヒラメを対象とした曳き釣り漁業がはやりだしました。相馬地区では、昔から疑似餌は赤牛の角で作りますので、相馬周辺には、もう赤牛の角が一本もなくなってしまったと言われるほど、着業者が増加しました。

## 5. 波及効果

我々は、ヒラメに対する資源管理と栽培漁業の取り組みをとおして、「資源は、手当をすれば必ず復活する」という自信を持つことが出来ました。ヒラメは10年間近く漁獲量の減少傾向が続き、漁獲量は100トン台に低迷していました。もう二度と復活しないかもしれないと思っていたヒラメ資源が、史上最高の漁獲量にまで復活したことは、はっきり言って驚きでした。一時、福島県ではほとんど漁獲されなかったヤナギムシガレイやアソウの漁獲も最近増えています。

30cm未満魚の再放流は重要ですが、それ以上に、はじめから小型魚を獲らない努力をすることが最も重要です。底びき網では、以前と比べると、ヒラメ小型魚の混獲が多い灘での操業が非常に少なくなりました。また、刺し網でも、目合いの大きなさし網を使う仲間が増えてきています。これら、我々漁業者意識の変化は、資源管理運動がもたらした、一番の成果だと思っています。これは、ヒラメのみならず、他の魚類の資源にも、効果が波及するはずで

我々は、最近会議等の機会がある度に、資源管理の更なる充実について話し合うように



表1 ヒラメ稚魚放流実績

放流年	放流サイズ	放流尾数	備考
62	5～10cm	246千尾	
63	7～10	336	
元	10	217	
2	8	392	
3	7	428	
4	8	428	
5	8	328	資源管理開始
6	8	387	
7	8	438	
8	10	1,006	放流事業開始
9	10	1,100	

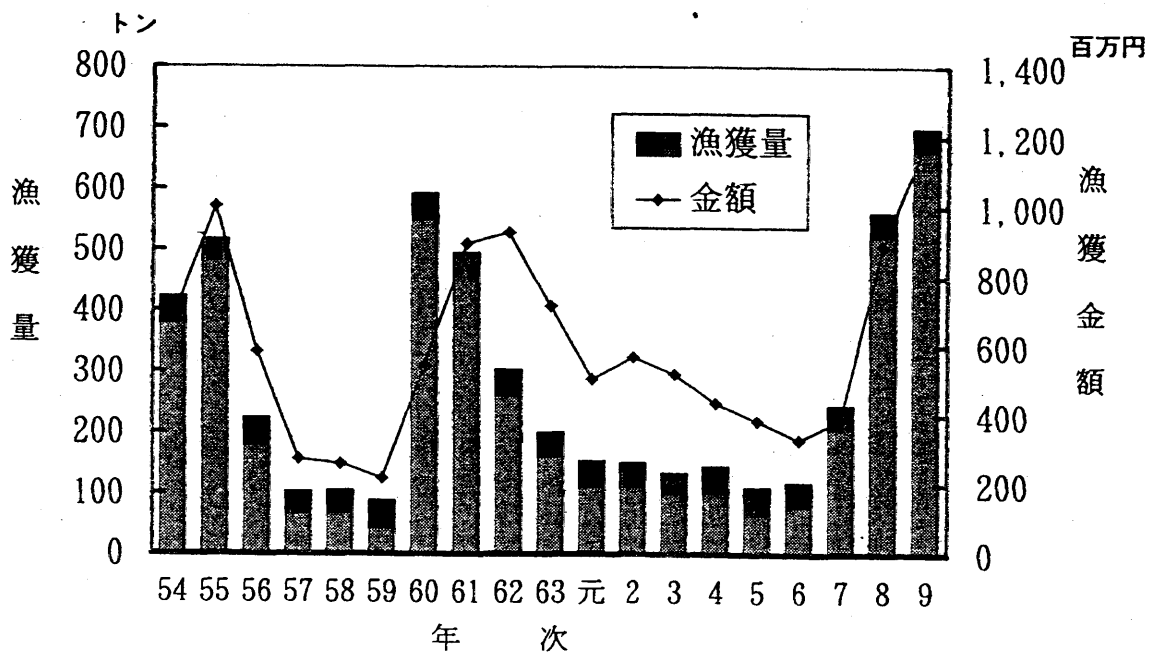


図2 福島県におけるヒラメの漁獲状況